

《論 説》

# 期限の利益の喪失約款の効力

——客観化・明確化はその有効性を拡大するか——

宮川 不可止

## はじめに

本稿は、銀行取引における期限の利益の喪失約款に視点を置いて、期限の利益の喪失約款の効力について考察するものである。全国銀行協会連合会が作成し長年にわたり使用されてきた銀行取引約定書ひな型は、既に廃止されている。現在、各銀行は、標準約款によることなく、銀行取引約定書を独自かつ自由に作成している。

銀行取引約定書ひな型は、昭和37年8月6日、同連合会において制定し公表された。昭和52年4月19日に一部改正され（期限の利益喪失条項について、喪失事由について全面的な改正が行われた）、改正後も、20余年間にわたり使用されてきた。しかし、銀行業界をとりまく環境は変化し、同ひな型は、銀行間の横並びを助長するおそれがあるとの指摘があったことなどから、平成12年4月8日に廃止されたのである。全国銀行協会より、廃止の際にいくつかの留意事項が示された。各論的留意事項として、期限の利益の喪失事由については、当然喪失事由を取引先の信用悪化の程度が顕著な定型的な徴候に限定するのが望ましいとし、請求喪失事由の場合は債権保全の必要性の有無を客観的に判断する必要があるとし、また、期限の利益喪失事由に関わる法令の制定・改廃等<sup>1)</sup>があった場合には、適宜条項の見直しを行うことが望ましい、とされていた。

---

1) 全国銀行協会「銀行取引約定書ひな型の廃止と留意事項について」(全銀協平12・4・18全業

本稿は、銀行取引における期限の利益の喪失約款を取り上げて、最近の整備により、約款の客観化・明確化の傾向がみられることを検証する。そのうえで、前記約款の客観化・明確化により約款の有効性は拡大されるのか、という論<sup>2)</sup>点について検討を加えることにする。まずは、銀行取引における期限の利益の喪失約款に関する判例を概観する。

## 1 判例の概観

第1期（銀行取引約定書ひな型制定後、昭和52年ひな型改正前のもの）

判例① 東京高判昭和44・11・21金融法務事情568号19頁 転付債権請求控訴事件・控訴棄却 日興信用金庫

### 〔事実関係〕

Y（信用金庫、被告・控訴人）は、昭和37年10月31日付の取引約定書にもとづき、昭和43年1月31日、A（債務者）に対して200万円を分割弁済の約定で貸与した。前記約定書には、「債権者に対して負担する一切の債務のうちその一でも履行を怠ったときは、一切の債務につき期限の利益を失ったものとされても異議はない」旨の期限の利益喪失条項があった。Aは、昭和43年3月31日支払約定の第2回分割弁済金の支払いを1日遅滞し、翌月4月1日に支払い、Yはこれを異議なく受領した。X（Aの債権者、原告・被控訴人）は、Aの預託金返還請求権（弁済期昭和43年4月23日）につき差押・転付を受けてYに支払いを請求したところ、Yは、前記条項により期限の利益を喪失させ、貸金とこれを相殺して支払いを拒絶した。

Xは、Yを被告として、転付債権請求事件を提起して、一日の遅滞のために全債務につき期限の利益を喪失させることはできないと主張した。第一審は、Xの請求を認容。敗訴したYが控訴した。

---

会第18号）（2000年）。加藤史夫＝阿部耕一「『銀行取引約定書ひな型』の廃止と留意事項の制定」金融法務事情1579号6頁（2000年）。

2) 椿寿夫「契約の現代的制約」ジュリスト413号71頁は既にこの問題を提起していた（1969年）。

**【判 旨】**

債務者が月賦金の支払を一日遅滞した事実があっても、債権者が弁済期の翌日に異議なく月賦金を受領しているときは、右一日の遅滞のため、全債務について期限の利益を喪失させたものと認めることはできない。

第2期（昭和52年ひな型改正後のもの）

判例② 東京高判昭和62・5・28金融法務事情1180号38頁 貸金請求控訴事件・原判決変更・請求一部認容・一部棄却 平塚信用金庫

**【事実関係】**

X（信用金庫，原告・被控訴人）は，昭和56年4月16日，Y<sub>1</sub>（債務者，被告・控訴人）と信用金庫取引約定書を締結して，300万円を貸付け，支払いを60回分割払とした。前記約定書5条2項には，債務者が債務の一部でもその履行を遅滞したときは，信用金庫の請求によりいっさいの債務は，期限の利益を失い，直ちに債務を弁済する旨の約定があった。Y<sub>2</sub>（連帯保証人，被告）は，Y<sub>1</sub>の右債務につき連帯保証をした。その後，Xは，Y<sub>2</sub>に対しても，2500万円を貸付けした。Y<sub>1</sub>は，昭和58年1月25日，前記分割弁済金の支払いを遅滞した。

Xは，Y<sub>1</sub>，Y<sub>2</sub>に対して，借入残金200万円と弁済期日の翌日である同月26日から支払済みまで遅延損害金の支払いを請求し，さらに，Y<sub>2</sub>に対して，借入残金2499万円と遅延損害金の支払いを請求した。第一審（横浜地裁小田原支判昭和61・6・25）は，Xの請求をほぼ認容した（遅延損害金は弁済期日の翌日から起算した）。これに対して，Y<sub>1</sub>のみが控訴した。

**【判 旨】**

債務者が信用金庫に対し金銭消費貸借契約に基づく分割弁済金の支払いを遅滞した場合には，他に特段の事情のない限り，直ちに期限の利益を喪失するものではなく，信用金庫取引約定書5条2項により，信用金庫が債務者に対して請求（催告）した時に，いっさいの債務について期限の利益喪失の効果が生じるものと解すべきである。（原判決の内200万円に関する部分についての遅延損害金の起算日についてのみ原判決を変更した）。

判例③ 東京地判平成3・2・18金融法務事情1293号30頁 損害賠償請求事件・請求棄却 安田信託銀行<sup>3)</sup>

**[事実関係]**

Y（信託銀行，被告）は，昭和53年5月23日，X（債務者，自動車部品等製造販売業，原告）と銀行取引約定を締結した。昭和59年10月当時，XのYからの借入金は，長期短期併せて4億6700万円であり，Xの提供した不動産担保では，1億2700万円（定期預金4000万円控除後では8700万円）程度の担保不足の状況であった。同じころ，Xが他行からの根抵当権譲渡による担保提供を約束しながら，これを遅滞し，またこれを前提に調達した他行への弁済資金であるとの暗黙の了解があった預金を運転資金に利用しようとしたので，Yは，Xの預金1億5000万円を貸付金との関連で拘束した。

Xは，Yを被告として，担保余力があり，預金拘束は違法・不当であると主張して，不法行為責任に基づき1000万円の損害賠償を求めた。なお，期限の利益喪失そのものに関しては争われていない。

**[判旨]**

債務者が提供した担保が融資に対する担保として十分ではなく，根抵当権譲渡による担保提供を約しておきながら，これを遅滞し，その手順を明らかにすることもなく，かつ，これを前提として調達した預金を安易に運転資金として利用しようとしたときには，前記の担保不足の状況及び従来からの経緯等を併せ考えると，銀行の預金拘束は直ちに違法であるとはいえない。

判例④ 仙台高判平成4・9・30金融・商事判例908号3頁 預金返還請求控訴事件・控訴棄却 秋田銀行<sup>4)</sup>

**[事実関係]**

Y（銀行，被告，被控訴人）は，平成元年5月30日付け銀行取引約定書により，X（債務者，原告，控訴人）に対して貸付取引を開始した。平成2年4月9日，

---

3) 判例批評として，河上正二・金融法務事情1331号25頁（1992年）等がある。

4) 判例批評として，大西武士・金融法研究258頁（ビジネス教育出版社，1999年）等がある。

Yは、Xに対して、410万円を貸付けした。同年6月26日、X社の専務取締役が、Y銀行支店に債権者集会開催の弁護士名の通知書を持参した。その要旨は、「Xの営業不振により、事業継続並びに負債の整理のためには債権者の協力が必要であること、同月30日に債権者集会を開催する予定である」というものであった。これを受けて、Yは、同月28日、内容証明郵便にてXに期限の利益を喪失した旨の通知をなし、後日、預貸金を相殺した。

Xは、Yを被告として、預金返還請求訴訟を提起した。この訴訟では、前記事実は「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当するのかが争点となった。第一審（青森地裁八戸支判）はXの右請求を棄却したので、Xより控訴。

**[判 旨]**

債務者が不渡手形を出したこともなく営業を継続しているときであっても、経営不振の債務者が債権者集会開催の通知をした場合は、事前になんらの相談等もしていないこと、専務取締役の発言や態度、債務者の当時の負債総額等の事情に徴すると、銀行取引約定書5条2項5号にいう「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」に該当する。

判例⑤ 東京地判平成8・11・26金融法務事情1493号61頁 保証債務請求事  
件・請求認容 国民金融公庫<sup>5)</sup>

**[事実関係]**

X（国民金融公庫、原告）は、平成2年12月19日、A社（債務者）に対して、8700万円を87回分割弁済の約定で貸し渡した。この契約には、「元利金の支払を一回でも怠ったとき、和議開始の申立てがあったときは、通知催告を要せずして当然に期限の利益を失う」旨の期限の利益喪失特約があった。Y（保証人、被告）は、同日、A社の債務を連帯保証した。A社は、平成7年10月30日、和議開始の申立てをし、同日、弁済禁止を内容とする保全処分決定がなされた。

---

5) 判例批評として、中島弘雅・ジュリスト1160号124頁（1999年）等がある。

同月31日現在では、A社の借入金元本残額は、3000万円であった。

Xは、Yを被告として、保証債務請求事件を提訴し、弁済禁止等の保全処分後の分割弁済金の不払いは期限の利益喪失事由に当たるのか、和議開始申立てを期限の利益喪失事由とする特約の効力いかが争点となった。

#### [判 旨]

債務者に対して和議開始前の保全処分が命じられたとき、債務者は履行遅滞の責任を負わないことになる。したがって、債権者が右履行遅滞を理由として期限の利益を喪失させることはできない。和議開始の申立てを期限の利益喪失事由とする特約は無効ではない。

判例⑥ 長野地判平成9・5・23判例タイムズ960号181頁 株券引渡請求事件・請求棄却 長野信用金庫

#### [事実関係]

Y<sub>1</sub>(信用金庫、被告)は、平成2年6月29日付け信用金庫取引約定書により、A社(債務者、ゴルフ場開発会社)に対して、ゴルフ場建設資金を継続的に融資し、平成5年1月までの融資額は約38億円余りであった。X(A社発行済株式の過半数の660株を有する実質的な経営者、原告)は、保有するA社株式につき根担保権を設定し株券をY<sub>1</sub>に引渡した。Y<sub>2</sub>(大手建設会社、被告)は、このゴルフ場の施工業者であった。

しかし、Y<sub>1</sub>は、平成5年1月20日以降、A社に対する融資を拒絶した。同時期、Y<sub>2</sub>も施工を辞退し、代わりの建設業者が見つからない深刻な事態になった。さらに、A社より利息6454万円の支払いがなかったため、Y<sub>1</sub>は、A社に対して、同年3月23日付け内容証明郵便(同月24日到達)により、期限の利益を請求喪失させた。また、同年5月、前記A社株式660株を、額面金額3300万円で購入して取得して貸付金の一部に弁済充当し、同年9月、この内510株をY<sub>2</sub>に譲渡し株券を引渡した。

Xは、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>を被告にして、株券引渡請求事件を提起し、Y<sub>1</sub>の株式取得は無効であり、Y<sub>2</sub>は悪意の転得者であるとし、信義則違反、権利濫用等を主張

した。この訴訟では、融資拒絶の違法性の有無、期限の利益喪失の有無ないし期限の利益喪失に関する権利濫用が問題となった。

**[判 旨]**

ゴルフ場建設資金を融資していた信用金庫が融資を拒絶し、期限の利益を喪失させ、クラブの株式につき根担保権を実行して取得したことは、代替施工業者が見つからず事業遂行に影響が生じたとみられるなど重要な事情の変更が生じたと認められる本件事実関係のもとでは、信義則等に違反せず、権利濫用に当たらない。

第3期（銀行取引約定書ひな型廃止後のもの）

判例⑦ 東京地判平成13・3・23金融・商事判例1124号54頁 貸金請求事件・請求一部認容 住友銀行

**[事実関係]**

X（銀行、原告）は、平成6年2月16日、A（債務者）と銀行取引約定を締結し、翌月、3億9000万を貸付けした。Y（産業基盤整備基金、保証人、被告）は、元本残高の70%を保証した。平成9年7月29日、Aの預金につきB（訴外債権者）が債権差押えをしたものの、同年9月29日に事件は取り下げられ、差押命令は解除された。XとAは、これにつき期限の利益の当然喪失はないものであると了解して行動してきた。

Xは、平成11年8月25日、Yに対して、保証債務の履行請求訴訟を提起した。Yは、前記差押を根拠に保証契約に基づく除斥期間の経過による保証の免責等を主張した。

**[判 旨]**

債権差押えの取り下げがあり、原告被告双方は、差押えによる期限の利益の当然喪失はないものであるとの了解のもとに行動している。しかるに、前記債権差押を根拠に、期限の利益喪失日後1年を経過したとして保証の免責を主張することは、禁反言ないしは信義則に反し許されない。

判例⑧ 東京地判平成14・3・14金融法務事情1655号45頁 保証債務履行請求  
事件・請求認容 東京都民銀行<sup>6)</sup>

**[事実関係]**

X（銀行，原告）がA（債務者）に二件の貸付けにより1億2500万円を貸渡した。Y（Aの代表者，保証人，被告）は，平成11年3月1日，Aの債務について包括保証をした。貸付契約における期限の利益喪失約定では，破産，和議開始，会社更生手続開始，会社整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあったときは，当然に期限の利益を喪失する旨を定めていた。Aは，平成12年5月26日，民事再生手続開始の申立てをした。

Xは，Yを被告にして，保証債務履行請求事件を提起し，前記約款により民事再生手続開始の申立てが期限の利益喪失事由に当たるか否かが争点となった。

**[判旨]**

倒産法制の改変により，契約条項中には明記されていない新たな倒産手続が創設された場合についても，列挙されたものと基本的には同種とみられる手続開始の申立てがあれば，同条項による期限の利益の喪失という事態が生じると解するのが，当事者の合理的意思に合致するとみられる。そうすると，民事再生手続の開始申立てもまた期限の利益の喪失事由に含まれる。

判例⑨ 東京高判平成14・10・17金融・商事判例1162号14頁 債務不存在確認，  
貸金返還反訴請求事件・原判決取消，本訴請求認容，反訴請求棄却  
兵庫銀行→みどり銀行→整理回収機構

**[事実関係]**

X<sub>1</sub>（債務者，原告，反訴被告，控訴人）は，A銀行より平成2年から3年にかけて合計3億1千万円の融資を受けた。これらの貸金には，「債務の一部でも履行を遅滞したときは，請求により期限の利益を喪失する」旨の期限の利益喪失特約があった。控訴人X<sub>2</sub>（代表者，原告，反訴被告，控訴人）は，A銀行に対

---

6) 判例批評として，菱田雄郷・ジュリスト1299号171頁（2005年）等がある。



してこの貸金債権を保証した。その後、A銀行は、右貸付債権をB銀行に譲渡した。B銀行は、平成8年12月18日、同年10月分の支払がないとして、期限の利益を喪失させる催告書をXらに送付した（遅滞額は送付時点で十数万円程度）。平成11年3月23日には、B銀行からY（整理回収機構、被告、反訴原告、被控訴人）に、これらの貸金債権は譲渡されている（平成13年9月30日の残債権元金は、2億1973万円である）。

X<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>は、Yに対して、債務不存在確認請求を訴求し、Yは、貸金返還を反訴請求した。訴訟では、各貸金債権について期限の利益を喪失したのか否かが争点となった。第一審（東京地判平成14・1・18金融・商事判例1162号17頁）はYの勝訴、敗訴したX<sub>1</sub>、X<sub>2</sub>らが控訴した。

**[判 旨]**

催告書記載の遅滞額が十数万円程度であること、債権者のその後の対応では喪失はうかがえないことなどを総合すると、銀行から整理回収機構への債権譲渡契約証書が作成された時点においては、履行遅滞による期限の利益喪失の主張は形骸化しており、これを撤回したものと推認するのが相当である。前記期限の利益を喪失したことを前提にして貸金債権の一括弁済を求めることは信義誠実の原則に反し、許されない。

判例⑩ 東京地判平成14・12・18判例時報1821号35頁 保証債務請求事件・請求棄却 東京東和信用組合→整理回収機構<sup>7)</sup>

**[事実関係]**

A（信用組合）は、Y（東京信用保証協会、被告）の保証のもとにB（債務者）に対して、平成7年12月7日、200万円を貸付けた。右貸金には破産等の申立てがあった場合には当然に期限の利益を喪失するとの約款が付されていた。Bは、平成8年5月7日、自己破産を申立てた。BはこれをAに通知せずに弁済を続けていた。平成11年10月25日、この貸金債権はAからX（整理回収機構、原

---

7) 判例批評として、上野隆司・金融法務事情1683号4頁（2003年）等がある。

告)へ譲渡された。Xは、平成13年11月20日になって、Bの破産申立てと破産宣告の事実を確認したものの、前記保証については、2年間の除斥期間が定められ、右期間を経過していた。

Xは、Yを被告にして、保証債務履行請求訴訟を提起し、これに対して、Yは、約定の除斥期間の経過による保証の免責を主張した。

#### [判 旨]

保証人が、保証債務の約定除斥期間の始期につき、債権者の覚知していなかった主債務者の破産申立てにより主債務者が当然に期限の利益を喪失したこと、除斥期間の経過により保証債務が消滅したことを主張することは、信義則に違反するものではない。

判例① 東京地判平成16・1・22金融・商事判例1210号24頁 第一事件・期限の利益存在確認請求・請求棄却、第二事件・貸金請求・請求認容(判例⑬の第一審、判例⑫の原審) みずほ銀行

#### [事実関係]

Y(銀行、第一事件被告、第二事件原告)は、X(債務者、第一事件原告、第二事件被告)に対して、平成元年から平成5年にかけて、4口の貸付けを実行した(本件貸付1～本件貸付4)。これらの貸付については、期限の利益喪失約定があった。

Xは、当初の2口の借受金(本件貸付1・本件貸付2)につき、平成10年途中より分割弁済金の支払いを怠ったものの、残る2口の借受金(本件貸付3・本件貸付4)については、約定弁済を約3年間続けていた。Yは、本件貸付1と本件貸付2についての元利金未払を踏まえ、平成13年5月30日付け通知書(6月3日到達)により、本件貸付3及び本件貸付4についても期限の利益を請求喪失させた。

Xは、Yを被告として、本件貸付3と本件貸付4について、期限の利益存在確認請求の訴えを提起した(第一事件)。Yは、これを争うとともに、本件貸付1と本件貸付2についての即時一括弁済を求める貸金請求の別訴を提起した

（第二事件）。期限の利益喪失約款により期限の利益を喪失させることは信義則に反し権利の濫用になるのか、が争点となった。

**[判 旨]**

（第一事件）認定した事実関係の下で期限の利益を喪失させることは、信義則に反し権利の濫用にはならない。（第二事件）債務者が数個の債務のひとつでも期限の利益を失った場合は、債権者は請求により他の債務についても分割弁済の期限の利益を失わせることができる。

判例⑫ 東京高判平成16・9・30金融・商事判例1210号17頁 期限の利益存在確認、貸金請求控訴事件・原判決変更（判例⑬の原審、判例⑪の控訴審） みずほ銀行

**[事実関係]**

判例⑪を参照，X（第一事件原告，第二事件被告）より控訴。

**[判 旨]**

債務者が数個の債務のうちひとつでも期限の利益を失った場合、債権者において他の債務についても請求により期限の利益を喪失させることができる旨の規定は、当該債務については何らの債務不履行がないのに期限の利益を喪失せしめるものである。形式的に上記約定に該当する場合であっても、支払い能力の不安を示すものでない場合、上記約定を適用することが従前からの取引関係等に照らし相当でない特段の事情がある場合は、債権者がその適用により当該債務者の期限の利益を喪失させることは、権利の濫用にあたり許されない。

判例⑬ 最判平成18・4・18金融・商事判例1242号10頁 期限の利益存在確認、<sup>8)</sup>貸金請求事件・破棄自判（判例⑫の上告審） みずほ銀行

**[事実関係]**

判例⑪を参照，Y（第一事件被告，第二事件原告，被控訴人）より上告。

---

8) 判例批評として、清水恵介・金融・商事判例1253号2頁（2006年）、水野信次・銀行法務21.662号36頁（2006年）・小野秀誠・金融・商事判例1336号40頁（2010年）等がある。

## [判 旨]

債務の一部について期限の利益を喪失しその後も返済をせず、他の債務については分割弁済を約定どおりに継続していたときであっても、債務者に対する各貸付け全体についてみれば、債務者の支払状況に問題があったことは明らかであり、信用悪化の事情がないとはいいがたい。債務者に信用悪化の事情が継続している状況の下においては、分割弁済金を約3年にわたって受けた後の銀行による前記約定による支払請求は、信義則に反し、権利の濫用に当たり許されないというべき事情があるとはいえず、本件請求により債務者は期限の利益を喪失したものである。

判例<sup>④</sup> 東京地判平成19・3・29金融法務事情1819号40頁 否認権行使等請求事件・請求一部認容 熊本ファミリー銀行<sup>9)</sup>

## [事実関係]

Y（銀行、被告）は、平成元年3月3日付けの銀行取引約定書により、A社（債務者、建設会社）に対して、常時14億円から15億円程度（内10億円前後は信用貸越し）の貸付けを続けてきた。平成17年11月、B一級建築士の構造計算書改ざんによる耐震偽装問題が発覚し、大きな社会問題となった。同月19日（土曜日）、A社に対する信用貸残高は12億2258万円であったところ、A社について耐震偽装への関与を疑わせる新聞報道等があった（同月17日には、国土交通省はホームページにおいて耐震偽装問題を情報公開していた）ことから、Yは、19日午後、翌20日到達の書面により期限の利益を請求喪失させるとともに、同日午後、普通預金・当座預金につき預金凍結を実施した。21日、Yは、小切手の交付を受けることにより、貸付債権13億0539万円を回収した。A社は、21日に手形の不渡りを出し、翌月1日に自己破産を申立て、その翌日に破産手続開始決定を受けた。

---

9) 判例批評として、浜中善彦・金融法務事情1839号8頁（2008年）、小田垣亨・銀行法務21.685号20頁（2008年）、山本克己・金融法務事情1844号56頁（2008年）、安井允彦・清水茉莉・みんけん627号13頁（2009年）等がある。

X（A社破産管財人，原告）は，Yを被告にして，否認権行使等請求事件を提起し，弁済の否認等を訴求した。Yによる期限の利益請求喪失は債権保全を必要とする相当の事由が生じていたためのものか，預金凍結に根拠と適法性はあるのか等が争点となった。

**[判 旨]**

債権者において，新聞報道等により債務者の耐震偽装問題への関与が疑われ債務者が新規受注を得ることはできない可能性が強いと判断したことはやむをえず，これは債務者に対する信用を失わせるものであった。債権者が期限の利益喪失の請求を行った時点で，銀行取引約定書5条2項5号所定の「債権保全を必要とする相当の事由」が具備されていたといえる。銀行による期限の利益喪失の請求は有効かつ適法であり，債権保全のための預金凍結措置も違法ではない。（13億0539万円の弁済否認は肯定した。）

判例⑮ 東京高判平成21・4・23金融法務事情1875号76頁 損害賠償請求控訴事件・控訴棄却 山口銀行<sup>10)</sup>

**[事実関係]**

Y（銀行，被告，被控訴人）は，X（債務者，原告，控訴人）に対し，平成18年10月23日付け金銭消費貸借契約に基づき，2000万円を分割弁済の約定で貸付けた。この貸付契約には期限の利益喪失条項があった。平成20年1月9日時点において，Xは，A社（本店所在地，経理担当者は共通）に対し，1億2153万円の貸付金を有していたところ，同日，A社は民事再生手続開始の申立てをした。同日夕刻，Y銀行担当者は，Xは債務超過に陥る可能性が高いため，Xに対する期限の利益喪失事由に該当する旨を述べて，期限の利益を喪失させずに，普通預金口座につき払戻しを拒絶する措置をとり，また追加担保の提供の提案がない限り払戻拒絶措置を解除することはできない旨を告げた。Yは，追加担保の提供がないので，同年2月1日到達の通知書により債権保全の必要が生じた

---

10) 判例批評として，亀井洋一・銀行法務21.711号34頁（2010年），岩崎大＝戸田裕典・みんけん643号13頁（2010年）等がある。

として期限の利益を請求喪失させ、後日の相殺通知書により預貸金を相殺した。

Xは、Yを被告にして、不法行為による損害賠償請求事件を提起し、預金払戻拒絶措置は違法であると主張した。第一審（東京地判平成20・8・1金融法務事情1875号81頁）は、Xの請求を棄却したので、Xより控訴。

#### [判旨]

密接な関係にある会社が民事再生を申立てたことにより、債務者は、実質上の債務超過に陥り、今後の事業の継続が困難になり、これに加えて、追加担保を提供することができなかつたものであるから、債務者につき債権保全を必要とする相当の事由が生じたものというべきである。事実と経緯に照らせば、預金払戻拒絶措置は銀行がとった合理的な措置であり、これを違法ということはできない。

## 2 各事案における約款の客観化・明確化との関係分析

### (1) 当然喪失型から請求喪失型<sup>11)</sup>へ

前記判例（全部で15件ある）は、すべて広義の銀行取引に関するものである。銀行取引約定書ひな型の制定後昭和52年改正前のものが1件あり、残る14件は、昭和52年の銀行取引約定書ひな型改正後のものである。ひな型廃止（平成12年4月）後の判例として分類したものは、取引約定日からみるかぎり、すべてが廃止された銀行取引約定書ひな型に関するものであり、その後、各銀行が独自・個別に制定した銀行取引約定書に関するものは、前記判例には1件もないようである。

訴訟当事者を金融機関の種類別に分類する〔（ ）内はその数〕。15件の内訳は、信用組合（1）、信用金庫（3）、地方銀行（5）、信託銀行（1）、メガバンク（4）[ただし判例⑪⑫⑬は同一事案のため、実質は2行]、政府系金融機関（1）であり、メガバンクから信用組合まで広範囲の金融機関にわたっている。金融機関敗訴は判例①⑨⑩⑫の4件である。

---

11) 遠藤浩「期限利益喪失約款の妥当性」加藤一郎＝林良平＝河本一郎編・銀行取引法講座〈中巻〉14頁は、「請求によって」をあいまいな表現であるとしている（金融財政事情研究会、1977年）。

期限の利益喪失を当然喪失型と請求喪失型に分けると、当然喪失型に関する判例は、判例①、判例⑤、判例⑦、判例⑧、判例⑩の5件にとどまる。これに対して、請求喪失型に関する判例は、判例②、判例④、判例⑥、判例⑨、判例⑪～判例⑮の9件であり、請求喪失型は約7割を占めて圧倒的に多い。残る1件（判例③）は、預金凍結のみをした事案であり、ここでは期限の利益喪失は争点ではない。<sup>12)</sup>なお、当然喪失型、請求喪失型とも特約として有効である。<sup>13)</sup>このように判例を概観すると、期限の利益喪失については、「当然喪失型から請求喪失型へ」、の傾向にあるといえる。これは、貸金業者・信販会社を当事者とする事例では、最近も多くは当然喪失型であること（さいたま地判平成13年5月29日金融・商事判例1127号55頁、最判平成18年1月13日金融・商事判例1233号10頁、最判平成18年3月17日ホームページ等を参照）と対比して、特徴的である。

二、三の判例を個別にみる。判例①については、「期限の利益を失ったものとされても異議はない」との文言を解釈すると、当然喪失とは限らず債権者の主観により当然喪失としない場合があるようにも理解できる。将来は、改正を要する規定といえよう。

判例③については、担保不足状態の下で債務者が具体的な担保の提供を約していた場合である。したがって、債権者は、担保の不提供（民法137条3号）を根拠にして、または銀行取引約定書4条による増担保請求をしたうえ履行のない場合には約定違反として、期限の利益を喪失させることができるのであり、預金拘束のみをした事情もやや不明である。判例③をあえて分けると、請求喪失型になろうか。

銀行取引約定書における期限の利益喪失約款については、当然喪失事由は取引先の信用悪化を示すものであり、請求喪失事由は債権保全を必要とする相当の事由が生じたことを示すものと理解されている。債務者の信用悪化も債権保全を必要とする相当の事由もないのに、期限の利益を喪失させることはできな

---

12) 預金拘束を検討したものとして、伊藤眞「危機時期における預金拘束の適法性—近時の下級審裁判例を素材として」金融法務事情1835号10頁（2008年）がある。

13) 民法（債権法）改正検討委員会編「債権法改正の基本方針」別冊 NBL126号79頁（2009年）。

い。また、約款の運用においては、債権者は、債務者の経営の自由度を確保し、債務者の経営には干渉しないことが望まれる。したがって、過度の規定内容は禁じられるべきものである。

この点に関して、判例⑥では、ゴルフ場建設資金を融資した信用金庫が債務者会社の株式を担保権を実行して取得した行為につき、債務者への経営関与との関係が問われている。他方、債務者への授信は、裁判所の認定によると担保不足の状態であり、しかも多額の利息の支払いができない状態にある。債権保全の必要があるからやむをえない行為といえよう。

## (2) 債権者の事後の対応

訴訟では債権者の事後の具体的な対応（周辺事実への対応も含まれる）が問題とされている。事後の対応については、債権者に有利に作用するものと、債務者に有利に作用するものとに分かれるであろう。判例の事案では、債権者が遅延損害金を請求できるのに、約定利息を求め続けている取扱いを、問題視しているものが多い。貸金業者に関する判例では、債務者の履行遅滞後において、貸金業者が損害金の支払いを求めずに約定利息を受領し続けていた事案、また貸金業者が元金の一括返済と遅延損害金の請求をしたことがなく利息の支払いを請求していた事案について、裁判所は、前者については、期限の利益喪失を認めず、後者については、期限の利益を黙示の合意により再度付与したものと認めたものがある（佐世保簡判昭和60・8・28判例タイムズ582号78頁、佐世保簡判昭和60・9・24判例タイムズ577号55頁）。二つの訴訟においては、いずれも債権者の事後の対応が債務者に有利に作用したとみることができる。債務者の負担軽減を勧告した（しかし期限の利益までは与えたものではないという）行動につき首肯できる一面も残るものの、前記の判示となっている。

## (3) 一般条項による衡平性確保

銀行取引約定書ひな型5条2項5号所定の「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」の解釈が問題とされなければならない（同じ文言は、4条1項、



6条2項にも用いられている)。本条項は銀行等の主観を排して、客観化に努めた規定内容であるものの、反面、文言からして包括性を免れない。債権者と債務者の衡平性を特に重視する必要がある事例では、一般条項が用いられることになる。

これを個別にみると、判例⑨は一般条項を用いた一例である。判示は、この事案における債権者のその後の対応により、期限の利益喪失の主張は形骸化しており、これを債権者が撤回したものと推認し、債権者は信義誠実の原則の適用により一括弁済を求めえないとする。すなわち信義則により債務者の保護を図っている。

次に、判例⑩についてはどうか。債権者は債務者の破産申立てを5年後になって覚知したのであるが、保証人が債務者の破産申立てによる期限の利益の当然喪失→保証の免責を主張することは、信義則に違反するものではないとした。これを一般条項の適用例とみるよりも、当然喪失事由に該当するとき、消滅時効の起算点では債権者は不利に作用することを認識すべきものであり、これにより保証人保護を導いている。これに対して、判例⑦は、債権差押とその差押の取下げがあった事案につき、債権者と債務者が期限の利益喪失はないと了解して行動していた場合に、保証人が保証の免責を主張することは、禁反言ないしは信義則に反して許されないとし、ここでは保証人を保護していない。二つの判例で債権者の行動により保証人の有利不利が分かれたのである。このようにみると、この2件（判例⑦、判例⑩）は、典型的な当然喪失型ではない。そうすると、当然喪失型は判例①⑤⑧のみであるといえる。

判例⑫は、形式的に期限の利益を喪失させることが相当でない特段の事情がある場合には、債権者が期限の利益を喪失させることは、権利の濫用にあたるとし、原判決（判例⑪）を変更している（しかし上告審の判例⑬では支持されていない）。このように、近時、請求喪失型においても、一般条項を用いての衡平性確保は常例化している。劣位にある当事者を保護する局面では、信託関係法理<sup>14)</sup>に代表される一般条項的処理の介入は不可避と解されている。

---

14) 山野目章夫「期限の利益の喪失」銀行法務21.583号25頁（2000年）。

#### (4) 倒産法との関係での約款規定の有効，無効

これに関するものは判例⑤と判例⑧である。判例⑤は、和議開始の申立てと開始決定前の保全処分がある場合の効力について、判例⑧は、民事再生手続開始の申立てがあった場合の効力について、それぞれ争点となったものである。まず、判例⑤は、和議開始の申立てを期限の利益喪失事由とする特約を有効であると判示し、なお、和議開始前の保全処分が命じられたときには、債務者は履行遅滞の責任を負わないことになるとした。次に、判例⑧は、契約条項中に明記されていない民事再生手続の開始申立てについても、再建型手続と基本的に同種とみられる手続開始の申立てであるから期限の利益喪失事由に含まれる、とした。

判例⑩の事案は、前に触れたとおり、債務者が自己破産を申立てした（当然喪失事由）のにこれを債権者に通知せずに分割弁済を続け、債権者は5年後になって右申立てと破産宣告を覚知したものの、保証債務の2年間の除斥期間が経過していた事実関係の下において、保証人が除斥期間の経過による保証債務消滅を主張することは信義則に反するのかが問題となったものである。保証人の右主張は信義則に反するものではないとされた。

判例⑬は、債務者と密接な関係会社が民事再生を申立てしたことにより、債権者につき債権保全を必要とする相当の事由が生じたことを認めている。倒産法との関係で約款規定の有効，無効が問題となったものではないものの、一つの限界事例であるといえる。

### 3 約款の客観化・明確化と約款の有効性

これまで検討したとおり、銀行取引における期限の利益喪失約款については、銀行取引約定書ひな型に整備改正が加えられることにより、その客観化・明確化が図られてきた。ひな型廃止（平成12年4月）後においては、各銀行は、独自の約款を創意工夫して作成している（契約締結方式では、差入方式から双方署名方式に改め、文言も対等性に留意している）。以下これを概観する。

(1) 約款改訂の内容と動向

① 住友銀行（平成11年4月制定）

第5条（期限の利益の喪失）第1項では、債務者の所在が不明となったとき（1項4号）を、当然喪失事由から削除した。かわりに第3項を新設し、住所変更の届出を怠るなど債務者の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする旨を規定し、期限の利益喪失時点を明確にした。第2項では、保証人の信用低下（旧2項4号）を、請求喪失事由から外し、増担保請求条項に移項させた。また、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」（旧2項5号）を、「債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき」（2項新4号）に改め、規定の客観化と明確化を図っている<sup>15)</sup>。

② 三菱銀行（平成12年4月制定）

第5条（期限の利益の喪失）第1項では、「和議開始」を「民事再生手続開始」に改めた（1号）。次に、保証人の預金等に差押などがあっても、「直ちに主債務者の信用の著しい低下には結びつかない」場合があり得るため、期限の利益喪失を回復するための方法を加えた（3号）。さらに、債務者の行方不明については、通知が届出の住所に到達しなくなったときに期限の利益を喪失する旨を定めその喪失時点を明確にしている（4号）。第2項では、本項によりいったん期限の利益を喪失した場合でも、それを回復するための方法を加え（本文）、また、改訂後の第12条にもとづく報告や提出書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じた場合にも本条項が適用されることを明確にしている（3号）。さらに、第3項を新設し、取引先の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益を喪失すると規定し、期限の利益喪失時点を明確にしている<sup>16)</sup>。

---

15) 三上徹「住友銀行における銀行取引約定書の改訂」金融法務事情1544号9頁（1999年）。同「住友銀行における新銀行取引約定書の提案」銀行法務21.562号4頁（1999年）。

16) 資料・東京三菱銀行「銀行取引約定書」金融法務事情1590号37、38頁（2000年）。

③ みずほフィナンシャルグループ（平成13年1月制定）

第5条（期限の利益の喪失）第1項では、「和議開始」を削除し、「民事再生手続開始」を追加した。また、債務者が「住所変更の届出を怠るなど」の文言を削除した。第2項では、請求喪失は債権保全を必要とするに至った場合に限定されることを明確にした。さらに、第3項を新設し、取引先の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益を喪失する旨を定め、期限の利益喪失時点の明確化を図っている<sup>17)</sup>。

④ 銀行取引約定書第二次試案（経済法令研究会、平成15年1月公表）

第〇条（期限の利益の喪失）第1項では、顧客または銀行による破産、民事再生手続開始等の申立てをしたときを、当然喪失事由に明記した（1号）。第2項では、第三者が破産、民事再生手続開始等の申立てをしたときを、請求喪失事由にしている（1号）。また、「外国において前項1号に相当する倒産処理手続開始の申立てがあったとき」（7号）、「その他、乙において直ちに債権の回収手続に入ることが相当と認められる事由が発生したとき」を請求喪失事由に加えている（8号）。「契約違反があったとき」（6号）も加えられたが、包括的な表現に思われる。第3項においては、取引先の責めに帰すべき事由により前項の通知が取引先に到達せず、または延着した時は、取引先は、通常到達すべきであった時に期限の利益を失うものとしている。第4項では、前3項により取引先が期限の利益を喪失した後においても、銀行は、取引先と協議の上、取引先の期限の利益を、喪失時に溯り、または将来に向かって復活させることができる旨規定している<sup>18)</sup>。

⑤ 地方銀行（村山洋介教授による平成18年調査に回答した地方銀行44行）

ひな型5条第1項関係では、回答した44行のすべてが1号の和議開始を民事再生手続開始に改めていた。「債務者が債務整理に関して裁判所の関与する手

17) 資料・みずほフィナンシャルグループ「銀行取引約定書」金融法務事情1603号36、37頁（2001年）。

18) 経済法令研究会「銀行取引約定書第二次試案」銀行法務21.613号34、35頁（2003年）。これにつき、秦光昭「銀行取引約定書の第二次試案について」銀行法務21.同号38～56頁（2003年）の解説参照。

続きを申し立てたとき」を追加するものが22行ある。また、期限の利益復活の規定化については、保証人の債権に対する差押等の場合にかぎり期限の利益の復活を認める、と規定するものが18行あった。取引先の行方不明に関しては、債務者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったときであると明記するものが23行ある。第2項関係では、債務者の責めに帰すべき事由で、銀行からの請求が延着しまたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時期に期限の利益が失われたものとする旨を規定して、期限の利益の喪失時点を明記した地銀が<sup>19)</sup>39行ある。

#### ⑥ 期限の利益喪失約款改訂の総括

銀行取引約定書ひな型による場合には、各銀行において同一水準の取り扱いがなされるので信頼性が確保される等の利点はあった。<sup>20)</sup>それにもかかわらず、前記のとおり独自の約定書の制定による内容改訂は進展している。改訂内容を概観して、各銀行においては創意工夫により、期限の利益喪失約款の具体化・客観化に向けた努力がなされていることを評価する。

一部の銀行が期限の利益喪失後における期限の利益復活の方法について規定化している（メガバンクでは三菱銀行、地方銀行の一部）ことについても、積極的に評価したい。期限の利益の復活については、その法理論構成が分かれる。すなわち、①期限の利益は喪失していないものとする（ゆうじょ構成）、②再度の利益を付与したものとする（再度付与構成）、③期限の利益喪失の主張は信義則に反するものとする（信義則構成）、以上三つの見解が示されている。<sup>21)</sup>通例、債権者の同意のもとに期限の利益の復活の取り扱いをしているであろう（判例⑦）。期限の利益の復活は、さかのぼって期限の利益が喪失しなかったと同様の法律効果を生ぜしめる法律行為であると銀行実務では理解されていたようである。<sup>22)</sup>

---

19) 村山洋介「銀行取引約定書ひな型廃止後の銀行取引約定書改訂動向(1)―地方銀行および第二地方銀行の動向を中心に」鹿兒島大学法学論集41巻1号116～121頁（2006年）による。

20) 金融法学会中国地区部会「〈シンポジウム〉銀行取引約定書とドイツ銀行普通取引約款」金融法研究第17号125頁〔松本貞夫〕（2001年）。

21) 清水恵介「判例批評」金融・商事判例1328号3～4頁（2009年）、最判平成21年4月14日後掲注23)の判例批評であり、期限の利益の復活につき詳細な説示がある。

22) 実務研究会「実務上の問題点とその対応策」金融法務事情844号34頁（1978年）。

これについては、さかのぼらない復活もあることを指摘して置きたい。貸金業者に関する判例には、貸主がいったん喪失した期限の利益を黙示の合意により再度付与したと認めるものがある（前掲佐世保簡判昭和60年9月24日）。この黙示の合意とは、期限の利益の復活は法律行為（意思表示）であるとするための構成であろうか、期限の利益の復活は明示の意思表示によるべきものであり、一步を譲っても黙示の合意時点等を明確にすべきものであろう。最高裁の破棄差戻し事案<sup>23)</sup>では、「期限の利益の喪失をゆうじょし、再度期限の利益を付与する意思（はなかったと主張している）」とする判決文があり、文脈からして前記①②の区分は明らかでない。これに対して、東京三菱銀行は、書面通知により合意による復活時点<sup>24)</sup>を明らかにしているようである。

期限の利益喪失に関するこれまでの判例法理は、前記のとおり期限の利益を喪失させた債権者の具体的な事後の対応を問題視している。より基本的には、約款をどのような立場から解釈すべきか、また、期限の利益喪失を実質的に判断する主体は誰であるのかという問題がある。前者については、適用が予定された「顧客圏の平均的・合理的な理解可能性」にしたがい客観的に解釈されるべきものである<sup>25)</sup>。後者については、最終的には裁判所が客観的に判断すべきものであることを認識する必要がある<sup>26)</sup>。また、倒産法との関係において、約款規定の有効性がさらに検討されなければならない。

## (2) 約款の客観化・明確化はその有効性を高めるか

この中心的論点についてはいかに考えるべきか。まず、「当然喪失から請求喪失へ」の動向については、これによりその無効の範囲が制約されて有効性を高めることになる、という見方ができる。反面、軽微な事由が生じただけで形式的な適用により期限の利益を喪失させる事例がなお続出するのであれば、そ

---

23) 最判平成21年4月14日金融・商事判例1325号42頁（貸金業者の事案）。

24) 東京三菱銀行「銀行取引約定書」前掲注16) 同頁。

25) 河上正二・約款規制の法理261頁（有斐閣、1988年）、山下友信「銀行取引と約款」鈴木祿弥＝竹内昭夫編・金融取引法大系第1巻金融取引総論101頁（有斐閣、1983年）。

26) 林良平「期限の利益喪失」金融法務事情844号11頁（1978年）。

の有効性は必ずしも高まらないことになる。

たとえば、債務の一部（全体の1%）の一回分の分割弁済を数日間履行遅滞したため、残部99%を含めて、いっさいの債務の期限の利益を請求喪失させる事例がこれにあたるであろう（履行遅滞の債権は有担保である場合もある）。前記事例では、該条項を実質的に解釈しなければならない。約款の運用としての債権者の具体的な回収行動に視点を置くことにより、約款の客観化・明確化が図られた場合であっても、その有効性が高まるとは限らないことをも十分に認識しなければならない。

ドイツ民法498条（分割弁済の消費貸借における全額の弁済期到来）では、貸主は、「借主が、少なくとも2回連続して分割支払いの全部又は一部を遅滞し、それが少なくとも額面若しくは分割支払い額の10パーセントに、消費者消費貸借契約の有効期間が3年を超えるとときは、5パーセントにのぼる遅滞となること」（ほかにも要件がある）をすべて満たす場合に限り、借主の支払い遅滞を理由として消費者消費貸借契約を解約告知することができる旨規定されていること<sup>27)</sup>も参考にできるであろう。

理念的には、銀行取引約定書の期限の利益喪失条項の内容は、「現在の銀行取引からみて、民法規定の期限の利益喪失事由だけでは必ずしも実情に適合しない場合があるため、民法の規定内容を取引の合理性のある範囲で補完するものであり、この補完必要な範囲を超えるものではないこと」を担保するものとして、その客観化・明確化を図るべきものであろう<sup>28)</sup>。民法規定の期限の利益喪失事由は、債務者の方より観察して規定されている。すなわち、債務者の破産手続開始決定、債務者による担保の減失・損傷または減少、債務者の担保の不供与、に限定されている（民法137条）。この内、担保の不供与については、下級審判例は、担保を全く提供しない場合のほか、実質的に考察して十分でない担保を提供したに過ぎない場合にもこれを供せなかったものとみるなど、金融取引の実情

27) 岡孝編・契約法における現代化の課題231頁（法政大学出版局、2002年）。

28) 同旨、山下末人「期限の利益喪失条項」法律時報41巻7号20頁（1969年）等。

29) 廣中俊雄編著・民法修正案（前三編）の理由書184頁（有斐閣、1987年）。

につき配慮を示している<sup>30)</sup>。しかし、債権者の立場からは、銀行取引停止処分を受けた場合のような信用悪化事由を約款により規定化する必要が生じるのである。

学説上、約款における期限の利益喪失事由は、それが「不明確なとき」、「法律関係を不当に混乱させるものであるとき」、「債務者にとって不当な不利益を強いる結果になるとき」<sup>31)</sup>、は特約自体が無効になると理解されている。約款の客観化・明確化を図ることにより、右の「不明確なとき」は解消できるであろう（東京簡裁平成17・2・3消費者ニュース63号146頁の事例は、期限の利益喪失条項の趣旨が不明確・不適正で不当な契約条項であるとしている）。しかし、客観化・明確化により後二者の場合が生じたときには、その効力が否定されることを留意しなければならない。AGB-Bankenでは期限の利益喪失に関する規定を有せず、わが国の銀行取引約定書につき、いっさいの債務を直ちに支払うとも読めるような規定は、そもそも不合理で不可能な場合もあり、これを銀行の一方的・恣意的な規定であり顧客の正当な利益を考慮しないものであるとの指摘があることを留意すべきである。なお、消費者の利益を制限するものとして、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する場合には、その期限の利益喪失条項は無効になる（消費者契約法10条）旨指摘されている<sup>32)</sup>。今後とも、約款の運用と解釈問題として検討すべき課題である。

次に、請求喪失事由については、「債権保全を必要とする相当の事由」が実際に生じたことが問われるべきものである。これは、請求喪失事由のすべてについて必要とする前提的な条件である、といえる。

「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」（債務者の信用悪化）についての判断は、次の二面性があると考察する。その一は、形式的な事由の場合はそれに該当する具体的な兆候が生じたこと（前記事例では、履行遅滞が生じた

30) 東京高判昭和44年9月4日下民集20巻9-10号629頁。

31) 我妻栄・新訂民法総則424頁（岩波書店、1965年）。ただし「不明確なとき」をあげていない。於保不二雄編・注釈民法(4)414頁【金山正信】（有斐閣、1967年）、ただし「法律関係を不当に混乱させるものであるとき」をあげていない。

32) 鳥谷部茂・前掲注20）金融法学会シンポジウム125頁。

33) 後藤巻則・消費者契約の法理論（弘文堂、2002年）。

34) 銀行実務の観点を述べたものとして、宮川不可止「期限の利益の喪失と実務上の問題点」金融法務事情1520号31頁（1998年）、実務研究会・前掲注22）論文も参照。



こと）であり、その他の場合は形式的な事由、実質的な事由が具体的に生じ、それらを総合すると具体的な事情変更が生じたこと（判例④⑭では諸般の事情を総合勘案している。判例⑥では、重大な事情変更が生じたと認定されている）であろう。その二は、債務者の予想保全バランス（債権額－担保評価額＝保全不足額）を作成して、これにより債権保全の必要性があることを、数値で示すこと（担保評価額が債権額を下回る場合に限り、特段の事情がないかぎり実質的に債権保全を必要とする相当の事由があるものと考察する）である。私見は、この予想保全バランスによる数値化を判断基準に加えることを提言したい。<sup>35)</sup>「債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき」にはなお包括性が残存することが指摘されている。<sup>36)</sup>私見は、むしろ、これを柔軟な概念としてとらえる。そして、当時の情報収集の過程と阻害要因、予想保全バランスの作成、債務者の状況と態度、情報分析と見通しの判断につき、経験上著しく不合理なものがない限り、原則として、これを客観的に、合理的に運用したのと考えている。

このように、約款の客観化・明確化は、多くの場合、債権者の運用を介在して、その効果が異なるものであるから、その運用次第では必ずしも有効性を高めることにならない。今後、銀行が期限の利益の喪失という既成の法形式・観念を借用して一方的に銀行の利益確保を目的とした約定にしているとの批判を受けないようにするためにも、引続き約款の運用とその見直し・改正を図る努力を望みたい。<sup>38)</sup>多くの銀行が期限の利益の復活について規定化し、遡及の有無、復活時点を明記することも期待したい。取引類型に応じたコベナンツの充実、個別約定による細やかな対応などは、今後の課題としてすでに銀行実務家より

35) 銀行関係者からもこのような示唆はないようである（中林哲太郎「銀行取引約定書ひな型制定の経緯と今後の問題点」堀内仁先生古稀記念・銀行取引法の研究75頁（金融財政事情研究会、1976年）、鈴木正和「期限の利益喪失条項の対内効」堀内仁先生傘寿記念・銀行取引約定書—その理論と実際123頁（経済法令研究会、1985年）、宍戸育夫「期限の利益喪失条項の対外効」前掲堀内傘寿記念135頁）。

36) 安藤次男「返済の時期」鈴木禄弥＝竹内昭夫編・金融取引法大系第6巻85頁（有斐閣、1984年）。

37) 山下・前掲注28) 論文20頁。

38) 鈴木禄弥編・新版注釈民法(1)7288頁〔鈴木禄弥＝山本豊〕（有斐閣、1993年）は、信義則に基づいての客観的・合理的な解釈を重視している。

提言<sup>39)</sup>されている。学者から、全銀協からは独立した学識・経験者による銀行取引約定書のモデル作成の提言<sup>40)</sup>もなされている。

## おわりに

これまで、銀行取引における期限の利益の喪失約款の客観化・明確化によりその有効性は高まるのか、という論点について検討を加えてきた。まず、銀行取引約定書ひな型の廃止後は、各銀行の創意工夫により前記約款の客観化・明確化が図られていることを検証した。

前記約款の有効性は拡大されるのかという論点に関しては、前記約款の客観化・明確化が図られても、債権者の行動がこれを軽微、僅少なものに形式的にのみ適用するなど不適切な場合には、その有効性を高めるものではないこと、また、前記約款の規定内容が民法規定を補完する合理性・必要性のある範囲を超えたものである場合には、その有効性につき消極に解釈すべきことが明らかにされた。

今後は、銀行取引のみならず貸金業者との取引についても、同様な視角から検討を加えることが必要であろう。銀行取引との間に差異がみられるのかどうか、最近の傾向とともに興味のあるところである。倒産法と期限の利益喪失約款の効力との関係についても、さらなる議論の深化が望まれるであろう。

---

39) 三上・前掲注15) 論文9頁。

40) 鈴木禄弥「ひな型廃止をめぐる老兵の懐旧的主張」金融法務事情1580号9頁(2000年)。